

福岡地方最低賃金審議会
第3回 福岡県百貨店, 総合スーパー最低賃金専門部会

- 1 開催日時 : 令和3年9月30日
10:00~11:55
- 2 開催場所 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者 : 公益代表委員 3名
 労働者代表委員 3名
 使用者代表委員 2名
- 4 議題 : 福岡県百貨店,総合スーパー最低賃金の改定について
- 5 議事要旨 : (議題について)

労働者側代表委員からは、

企業経営の苦しさは我々も十分に認識しているものの、福岡県の商品販売の売り上げはトップレベルの全国4位であるが、こうした観点からすれば、関東地区の商品販売における最低賃金額は総じて900円台であることから、それらと比べると、福岡県の百貨店, 総合スーパー特定最賃の金額は下回っていることとなる

もともと福岡県最低賃金額が低いのであって、それをカバーしているのが百貨店, 総合スーパーの特定最低賃金であると考えており、優秀な人材を確保するためにも、900円の大台に乗せるべく、労働協約最下限との差額11円の引上げを主張する

等の主張がなされた。

使用者側代表委員からは、

大方の百貨店では、今期の見通しが売り上げ対前年20~30%のマイナスとなる見込みであって、黒字回復に至るだけでも困難な経営状況にある

現下、雇用調整助成金を受給しながら、雇用を守っているのが精一杯であるものの、労働側との接点を見出すため、賃金改定調査の結果等も踏まえた6円での引上げを求め

等の主張がなされた。

今後の見通しについて

依然として労使間の主張には差があるが、次回の第4回専門部会においては、専門部会外での労使協議の結果等も踏まえ、全会一致での結審を目指す予定である。